

## 事業承継協議会・相続関連事業承継法制等検討委員会中間報告のポイント

### 序章

相続関連事業承継法制等検討委員会は、円滑な事業承継に必要な後継者への事業用資産の集中について遺留分等の民法上の制度が障害となっている実態を踏まえ、その解決に向けた制度の在り方を検討することを目的として本年2月に設置され、計7回の検討を実施。

### 第一章

- ・ 相続開始済の中小企業のうち、8.0%の企業が何らかの相続紛争を経験。
- ・ 特に、現経営者が後継者に事業用資産を引き継ぐ際、遺留分※による制約が存在。  
(※配偶者や子供等に保障された最低限の資産承継の権利であり、原則法定相続分の半分)
- ・ 共同相続人への生前贈与財産は、相続開始時の価額で遺留分算定基礎財産に算入されるが、自社株式については、贈与後の後継者の貢献により株式価値が上昇した場合でも、当該貢献が考慮されないままで算入されるという問題あり。
- ・ また、遺言、死因贈与については、遺言者、贈与者が単独で容易に撤回が可能のため、後継者の地位が不安定となるという問題あり。

### 第二章

事業承継に係る相続法上の問題点について、以下のとおり状況に応じて問題を整理した上で対策を検討。特に、事業用資産の中でも経営権の承継という点で重要性の高い自社株式については、価値が変動するという特殊性をも踏まえ、株式価値上昇に貢献した後継者が不利益を被らないという視点での検討が必要。

|                                                                                                                               |                                                                                                                                                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ・ 遺留分に関する問題点                                                                                                                  |                                                                                                                                                   |
| 相続開始前に遺留分に関する対策を行う場合                                                                                                          | <b>【財産分配について全ての相続人の合意が得られる場合】</b><br>①合意の内容を明確化し、後継者以外の相続人の遺留分放棄等必要な措置を講じておかなければ、相続開始後に相続紛争が生じる恐れがある<br><b>→対策1. 生前に相続人全員の合意が得られる場合の相続紛争の未然防止</b> |
|                                                                                                                               | <b>【財産分配について合意が得られない相続人がいる場合】</b><br>②合意が得られない者がいた場合、相続紛争を未然に防止できない<br><b>→対策2. 生前に相続人の中に財産分配に反対する者がいた場合への対応</b>                                  |
| 遺留分に関する対策が十分なされないまま相続が開始した場合                                                                                                  | ③後継者への事業用資産の生前贈与や遺贈について、他の相続人から遺留分減殺請求がなされる恐れがある<br><b>→対策3. 相続開始後の遺留分減殺請求権行使への対応</b>                                                             |
|                                                                                                                               | ④特に、何年も前に行った後継者（共同相続人）への生前贈与でも、特別受益として相続開始時の評価で遺留分算定基礎財産に合算される<br><b>→対策4. 生前贈与財産への遺留分減殺請求権行使への対応</b>                                             |
| ・ 遺言や死因贈与契約特有の問題点                                                                                                             |                                                                                                                                                   |
| ⑤遺言は遺言者単独での撤回が可能であり、死因贈与契約についても判例上遺言撤回の規定が準用されると解されるため、遺言の作成や死因贈与契約のみによっては必ずしも後継者の地位が安定化しない<br><b>→対策5. 撤回の制限される死因贈与契約の検討</b> |                                                                                                                                                   |

- 以下のうち、新規立法事項として特に必要性・妥当性が高いとされた、ア)「事業承継契約（仮称）スキーム」の創設、イ)一定の場合に生前贈与された自社株式の評価額を贈与時のものとするものの許容、の二点について、検討内容を具体化すべき。

**(1) 生前に相続人全員の合意が得られる場合の相続紛争の未然防止**

**① 現行法の下でのプラクティスの整理**

生前の合意により事業用資産等を分配する手法は、相続紛争を未然に防止する方策として有効であり、現行法下の各手法をパッケージとして整理し、活用促進策を検討すべき。

**② 「事業承継契約（仮称）スキーム」の創設**

当事者間の合意によって事業用資産等を分配するとともに、相続開始後の遺留分に係る紛争を防止する手当を含む契約類型創設のために新たな立法については、必要性・妥当性があると考えられ、その内容、要件、効果等について検討を実施すべき。

**(2) 生前に相続人の中に財産分配に反対する者がいた場合への対応**

反対者に対して相続開始前に当該時点での遺留分相当額を提供することにより、相続開始後の遺留分減殺請求を抑止するスキームについては、個々の遺留分権者に保障された最低限度の財産承継の権利という本質に照らし、慎重な検討が必要。

**(3) 相続開始後の遺留分減殺請求権行使への対応**

**① 価額弁償の分割支払化**

実務上は、当事者間の合意によって実現しているケースもあることを踏まえ、さらに容易に分割支払化できる法的手当てが可能かどうか、引き続き検討していくべき。

**② 事業用資産に対する遺留分減殺請求権の行使を一定期間停止**

権利行使を一定期間停止することは、法理論上説明が困難で、慎重な検討が必要。

**(4) 生前贈与財産への遺留分減殺請求権行使への対応**

**① 生前贈与後の後継者の貢献を考慮に入れた遺留分算定基礎財産の算出**

後継者の貢献を訴訟手続の中で裁判所が裁量的判断を行うことが難しく、貢献分を考慮するための基準の明確化が困難なことを踏まえ、他の方策等を幅広く検討。

**② 一定の場合に生前贈与された自社株式の評価額を贈与時のものとするものの許容**

自社株式の価値が後継者の尽力等によって変動するという特殊性等からすれば、当該方策には必要性・妥当性があるから、一定の要件等について検討を実施すべき。

**③ 遺留分算定の基礎財産に算入される生前贈与の範囲を一定期間に制限**

事業用資産の生前贈与についてのみ持戻し等の期間を制限することは、他の資産とのバランスを欠き、相続人間における不公平性が強いと考えられるため、立法論として非常に困難であり、慎重な検討が必要。

**(5) 撤回の制限される死因贈与契約の検討**

後継者等に安定的に事業用資産を承継する上で有効な方策であるから、過去の裁判例を分析した上で、撤回できないとされるための負担付死因贈与契約の負担の履行等の要件の明確化及びその他の課題を検討すべき。